

浜松市 3R 推進優良事業者表彰制度選考委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 浜松市 3R 推進優良事業者表彰者の選定をするにあたり、事業者を適正かつ合理的に選定するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 浜松市 3R 推進優良事業者表彰制度の審査に関すること。
- (2) 表彰者の特定・非特定に関すること。
- (3) その他委員会において必要と認めること。

(委員の選定)

第 3 条 委員会は、別表 1 に掲げる者を委員として組織する。

(選考方法)

第 4 条 委員は、浜松市 3R 推進優良事業者表彰制度要領第 2 条の要件を満たす者で申込のあったものを選考する。

- 2 前項で申込のあった団体について、事務局が内容を確認し、委員会へ報告する。
- 3 選考委員が委員会に出席できないときは、その職務を代理の者に参加させることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、環境部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、環境部参与をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成で決定するものとする。

(事務局)

第 7 条 事務局は環境部一般廃棄物対策課に置く。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

選考委員会委員名簿

	所属・役職	備考
委員	浜松商工会議所からの推薦者	外部委員
委員	浜松市市民協働センターからの推薦者	外部委員
委員長	浜松市環境部長	
委員	浜松市環境部参与	
委員	浜松市環境部一般廃棄物対策課長	
委員	浜松市環境部一般廃棄物対策課 資源循環推進担当課長	

外部委員の任期は、当該年度の浜松市 3R 推進優良事業者表彰式までとする。